

インドネシアにおける日本向け木材製品のサプライチェーンの合法性と持続可能性の課題

～中カリマンタンを事例に～

Deden Pramudiana / Berton Pakpahan / Melinda Astari

Independent Forest Monitoring Fund

FoE Japan

要約

インドネシアは、コンゴやブラジルに次いで森林被覆率が最も高い国の一つである。インドネシア全土の森林は、多種多様な固有の動植物の生息地であり、生態系を保護する保全地域としての役割を果たし、薬用素材や儀式用物品の供給源となり、森林に依存する地域社会とそうでない地域社会の両方の日々の経済的生計を支えている。森林のさまざまな役割の一つに、国際貿易のための木材の利用がある。

インドネシアの木材製品は、日本を含む世界中の多くの国々に輸出されている。2023 年、日本への輸出総額は 12 億 4,000 万米ドルに達し、中国（33 億 6,000 万米ドル）および米国（16 億 4,000 万米ドル）に次ぐ第 3 位の輸出先となり、インド、韓国、ベトナムなどの他の市場を大幅に上回った。これらの木材製品は、木質パネル（パーティクルボード、合板）、紙、パルプ、木製家具、木工製品、ベニヤ、手工芸品、プレハブ建築物、およびバイオマス原料としての木質チップなどの形態で輸出されている。

違法な木材製品の流入を防ぐため、日本は 2006 年、一般に「グリーン購入法」として知られる「国等による環境に配慮した物品・役務の調達の促進に関する法律」の基本方針を見直し、国等の公共調達において、合法性が証明された木材および木材製品の使用を義務付けた。さらに 2016 年、「クリーンウッド法」を制定した。同法は、木材輸入業者を含む事業者に、木材の樹種、原産地、合法性証明書類に関する情報を収集して合法性確認のデューデリジェンスを実施し、これらの記録を 5 年間保存することを義務付けている。これに対し、インドネシア政府は、林業大臣規則第 P.38/Menhut-II/2009 号を公布し、木材の合法性・持続可能性検証システム（SVLK）を確立した。このシステムは、すべての木材輸出が合法性基準に準拠することを義務付け、木材が合法的かつ持続可能な方法で管理された森林に由来することを保証するものである。

しかし、これらの規制だけでは、違法伐採や違法な木材取引を阻止するには不十分であった。日本へ流入する木材のサプライチェーンを追跡することから始まったモニタリングにより、日本へ輸出される木材製品の一部が、不明確または不透明なサプライチェーンに由来していることが明らかになった。このモニタリングは、中部カリマンタン州に拠点を置く企業、PT Korindo Ariabima Sari の調査から始まり、その後、現地の伐採権保有企業、PT Amprah Mitra Jaya の天然林 PBPH、PT Korintiga Hutani の人工林 PBPH、および PT Korintiga Hutani の PBPHH のサプライチェーンの評価へと続いた。

本報告書は、日本へ輸出される木材が、広範な森林伐採、輸出合法性証明書のすり替えや不正使用、その他の不正行為から免れていないことを示す調査結果を提示している。これらの問題は、現場での監督や法執行が不十分なことによってさらに深刻化している。結局のところ、こうした慣行は持続可能な森林管理の促進に寄与するものではなく、むしろ森林被覆の喪失をますます深刻化させている。

本報告書は、木材サプライチェーンの独立したモニタリング体制の強化に向けた取り組みの一環として、Independent Forest Monitoring Fund（IFM Fund）が、FoE Japan との協力のもとで作成したものである。

はじめに

総森林面積が約 1 億 2,070 万ヘクタールに及ぶインドネシアは、アフリカのコンゴや南米のブラジルに次ぎ、世界で最も森林被覆率の高い国の一つである。インドネシアの森林は、生態系を保護する保全地域としての役割を果たすほか、薬用植物や儀式用資材の供給源となり、森林に依存する地域社会とそうでない地域社会の両方の日々の経済的生計を支えている。

こうした多くの機能の中でも、古くから利用・取引され、国際市場から大きな関心を集めている資源の一つが、黒檀（エボニー）、ローズウッド（ソノクリン）、マホガニー、メルバウ、鉄木（ウリン）、アガーウッド（ガハル）、白檀、バンキライ、メランティ、ラミンなどの高品質な木材種である。この世界的な需要はインドネシアの輸出実績にも反映されており、2023 年には、インドネシアは 17 百万トンの木材製品を、総額 127 億米ドルで輸出した。これらの製品は、紙（33.82%）、パルプ（27.05%）、パネル（17.29%）、木製家具（11.70 %）、木工製品（7.06 %）、ウッドチップ（1.29%）、ベニヤ（1.04%）、手工芸品（0.73%）、プレハブ建築物（0.02%）の形態で輸出された。[1]

インドネシアの木材製品の主要な輸出先の一つは日本である。2023 年、日本への輸出総額は 12 億 4,000 万米ドルに達し、中国（33 億 6,000 万米ドル）および米国（16 億 4,000 万米ドル）に次ぐ第 3 位の輸出先となったほか、インド、韓国、ベトナムなどの他の市場を大幅に上回った（**図 1**）。日本は林産物の世界貿易において戦略的な位置を占めており、日本の家具市場における需要は 2026 年まで年率 3.0 %のペースで成長し続けると予測されている。

日本がインドネシアから主に輸入しているのは木質パネルであり、2023 年の総額は 5 億 1,367 万米ドルで、次いで紙が 4 億 323 万米ドル、木製家具が 1 億 1,732 万米ドルとなっている（**表 1**）。

パーティクルボードから合板に至るまで、インドネシアのパネル製品は種類が豊富であるため、日本の建設業界や家具業界にとって主要な選択肢となっている。木質パネルに加え、その他の主要な輸出品目には、紙、木製家具、木工製品、およびバイオマス原料としても利用されるウッドチップが含まれる。[2]

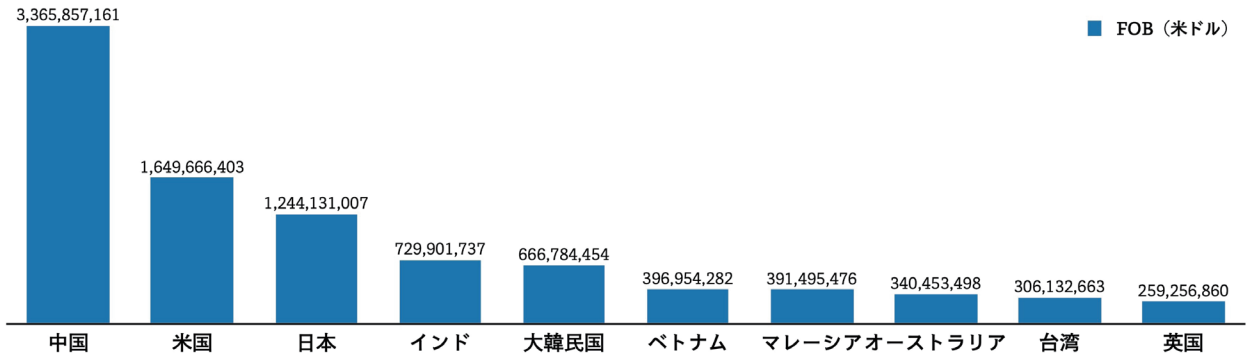


図 1　インドネシアの木材製品の輸出額（2023 年）（出典：Satu Data Ditjen PHL）

1　Satu Data Ditjen PHL https://phl.kehutanan.go.id/infografis

2　Business Intelligence Information Report, 2019（ITPC Osaka）

表 1　2023 年のインドネシアから日本への木材輸出データ（出典：Satu Data Ditjen PHL）

製品	木質パネル	紙	家具	木工製品	ウッドチップ
金額（米ドル）	513,673,995	403,231,655	117,324,590	90,066,895	88,764,335
正味重量（トン）	402,601	346,969	49,950	77,783	961,220

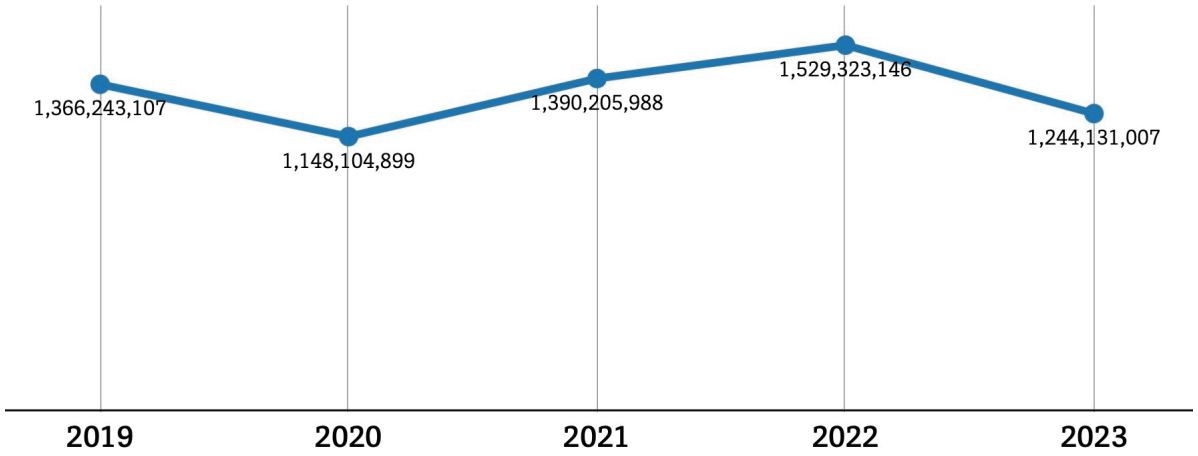


図 2　2019 年～ 2023 年のインドネシア産木材製品の対日輸出額（出典：Satu Data Ditjen PHL）

2019 年から 2023 年にかけて、インドネシアの対日木材製品輸出額は変動を見せた。**図 2** に示すように、2019 年から 2020 年にかけては 13 億 6,000 万米ドルから 11 億 4,000 万米ドルへと急激な減少が見られた。2022 年から 2023 年にかけても同様の減少が見られ、15 億 2,000 万米ドルから 12 億 4,000 万米ドルへと減少した。

2020 年から 2022 年にかけて輸出額は大幅に増加したものの、2023 年の減少により、その数値は 2019 年の水準を下回ったままとなった。とはいえ、2023 年の輸出額は依然として高い水準にあり、日本は引き続きインドネシア産木材製品の主要市場の一つとなっている。

しかし、木材製品の輸出額の高さの裏には、しばしば見過ごされがちな根本的な問題が存在する。すなわち、日本に入ってくる木材製品のすべてが、持続可能な方法で管理された供給源に由来しているわけではないということである。輸出需要が高まると、問題のある木材が正規のサプライチェーンに流入する機会が生まれがちである。また、現場での監督が不十分な場合も多く、適用される規制に準拠していない木材の流通を許容してしまう。こうした状況に対応するため、日本政府は「クリーンウッド法」（2016 年）を通じて輸入木材に関する規制を強化した。同法は 2023 年に改正され、2025 年 4 月から全面的に施行されている。この法律は、木材輸入企業に対し、木材の樹種、原産地、合法性証明書類に関するデータを収集し、合法性確認のデューデリジェンスを実施することが義務付けている。輸入業者はこのデューデリジェンスの実施により、違法伐採に由来するリスクの高い木材の調達を避けることが求められている。日本は違法木材取引の抜け穴を塞ぐという意思を改めて示すとともに、木材生産国に対し、これらの基準を満たすよう強く求めている。

同様に、インドネシア政府は 2009 年以来、林業大臣規則第 P.38/Menhut-II/2009 号を通じて「木材合法性保証システム（SVLK）」を確立しており、これにより木材の輸出は合法性基準を満たすことが求められ、木材が合法的に管理された森林に由来することが保証されている。SVLK を規定する条項は数回の改正を経ており、現在は 2021 年環境・林業大臣規則第 8 号が最新である。同規則では、SVLK の名称も「木材合法性保証システム」から「木材合法性・持続可能性検証システム」に変更されている。

現地調査結果

両国に規制が存在すること自体が、クリーンな貿易慣行を保証するものではない。環境犯罪は依然として発生し続けている。本報告書では、日本へ輸出される一部の木材製品が、非持続可能なサプライチェーンに由来する疑いがあることを示すモニタリング調査結果を示す。日本へ輸出される木材は、大規模な森林伐採の実態から免れておらず、現場レベルでの監督・管理の不備により、この状況はさらに悪化している。結局のところ、こうした状況は、各国政府が国際社会に向けてしばしば謳っているような持続可能な森林管理の推進にはつながっておらず、むしろ森林被覆の喪失がますます広範囲に及ぶ一因となっている。

本調査は、中央カリマンタン州に拠点を置く企業、PT Korindo Ariabima Sari と関連する日本向け木材供給業者を追跡することから始まり、同社に供給を行う現地企業のサプライチェーンのモニタリングまで実施した。2021 年、同社は輸入業者 CJ Logistics を通じて、HS コード 4412.31 の合板など、約 97,860 kg の木材製品を出荷した。これらの貨物は、スラバヤ港を経由して沖縄県那覇市へ輸送された（**表 2**）。その後も同社は 2022 年に 2,712,049 m^3、2023 年に 2,304,823 m^3 の木材製品を輸出した。[3]

同社の原材料供給量は非常に多く、これは「産業用原材料調達計画（RPBBI）」のデータにも反映されている。2021 年の原材料調達実績は、丸太 101,276.17 m^3、半製品 39,203.14 m^3、木質廃材 3,755.38 m^3 であった。最も主要な原材料はメランティ材で、その量は 61,786.60 m^3 だった。同社の輸出目標を達成するための木材供給は、IUPHHK–HA（天然林）[4]、コミュニティ森林、およびその他の木材加工事業許可（IPHHK）[5] を保有する現地企業を通じて、インドネシア全土のさまざまな地域から調達された（**表 3** 参照）。

一方、2021 年には、コリンド・グループが保有していた森林管理協議会（FSC）の認証は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会に関連する建設に使用された違法木材の輸出に関わる違反行為により取り消された[6]FSC との関係断絶に関する公式発表では、コリンド・グループが森林破壊、高保全価値（HCV）地域の破壊、先住民族の権利および人権の侵害に関与していたことが述べられている。[7] 認証の取り消しにもかかわらず、コリンド・グループは、インドネシアの木材合法性保証制度（SVLK）に基づく V-Legal 文書の発行に必要な「持続可能な森林管理認証（S-PHL）」を依然として保持しているため、日本への木材製品の輸出を継続している。

PT Korindo Ariabima Sari への木材供給は、非持続可能な供給源に由来していることが示唆されている。同社に木材を供給している企業は、森林伐採を継続しており、伐採地域において地域コミュニティとの紛争問題を抱えている。そ

表 2　PT Korindo Ariabima Sari の日本向け輸出（出典：data.cic-tp.com）

日付	HS コード	輸入業者	輸出業者	商品名	原産国	仕向国	積み込み港	荷揚げ港
2021 年 8 月 10 日	4412.31	CJ Logistics Indonesia	PT Korindo Ariabima Sari	合板、ベニヤ板、ラミネート、本章の細目注 2 に規定される熱帯木材を少なくとも 1 層の外層に有するもの	インドネシア	日本	スラバヤ	沖縄県那覇市

3　Ditjen PPID, KLHK; Request for Data and Information, 2024

4　IUPHHK–HA（天然林）（旧称：**Hak Pengusahaan Hutan**（**HPH**））とは、生産林における木材林産物を、合法的な伐採および森林管理活動を通じて利用するために、政府が事業体に付与する公式の許可である。

5　IPHHK（木材加工事業）とは、木材加工工程を通じて丸太を半製品または完成品に加工する事業活動を指します。

6　https://www.ran.org/the-understory/forest-giant-korindo-caught-in-the-act/

7　https://connect.fsc.org/current-cases/policy-association-cases/korindo-group

のような供給業者の1つが、中部カリマンタンに拠点を置くPT Amprah Mitra Jayaである。2019年から2021年にかけて、同社の伐採権区域内で約815ヘクタールの森林被覆が失われた。[8] これらの供給業者に加え、2022年には、PT Korindo Ariabima Sariは、東カリマンタン州のPT Indosubur Sukses Makmurが実施した土地開発事業に由来するメランティ材および熱帯広葉樹の混合材（*Rimba Campuran*）の供給も受けていた。同期間中、同社は中部カリマンタン州にあるPT Korintiga Hutaniの産業造林地からも木材を調達した。現在、PT Korintiga Hutaniはエネルギー用産業造林（Hutan Tanaman Energi, HTE）の開発に取り組んでいることが知られている。生産林企業局のデータによると、PT. Korintiga Hutaniにはエネルギー用産業造林地として50,628ヘクタールの区域が割り当てられている。[9]

表3　PT Korindo Ariabima Sariの原材料の産地（RPBBI 2021に基づくデータ）

会社名		実績量（m^3）
IUPHHK-HA（天然林）		
	PT Amprah Mitra Jaya – 中部カリマンタン州	1,208.63
	PT Austral Byna – 中部カリマンタン州	7,282.47
	PT Balikpapan Wana Lestari（旧 PT. BFI）– 東カリマンタン州	1,760.00
	PT Central Kalimantan Abadi – 中央カリマンタン州	440.72
	PT Daisy Timber – 東カリマンタン州	3,592.58
	PT Erythrina Nugraha Megah - 中部カリマンタン州	3,340.94
	PT Hutanindo Lestari Raya Timber - 中部カリマンタン州	7,230.03
	PT Karda Traders - 中部カリマンタン州	5,775.05
	PT Karya Jaya Parakawan – 東カリマンタン州	490.68
	PT Mohtra Agung Persada – 北マルク州	6,179.54
	PD Panca Karya – マルク州	3,806.67
	PT Rimba Makmur Sentosa – 東カリマンタン	3,503.85
	PT Teluk Nauli – 北スマトラ州	4,506.03
	PT Trisetia Intiga – 中部カリマンタン	9,358.13
IUPHHK-HT（産業用植林）		
	PT Korintiga Hutani – 中部カリマンタン	1,384.61
コミュニティ林		
	Ketapang – 西カリマンタン州	68.79
	Kotawaringin Barat – 中部カリマンタン州	3,493.98
	Kotawaringin Timur – 中部カリマンタン	5.192,12
	Lamandau – 中部カリマンタン州	1,722.84
	Seruyan – 中部カリマンタン州	3,720.90
	Sukamara – 中部カリマンタン州	940.23
その他のIPHHK		
	PT Balikpapan Forest Industries – 東カリマンタン州	3.58
	PT Korindo Abadi – パプア州	659.71
	PT Wana Cahaya Nugraha – 東ジャワ州	2,259.43

8　グローバル・フォレスト・ウォッチ（GFW）

9　Trend Asia Report: “The Profit Beneficiaries of the Energy Transition”; 2024

1. 原材料供給業者 – PT Amprah Mitra Jaya （天然林利用事業許可（PBPH-HA）保有企業）

PT Amprah Mitra Jaya は、森林利用事業許可（PBPH-HA（天然林））[10] を保有しており、SK.96/Menhut-II/2014 号の決定に基づき、52,190 ヘクタールの区域で事業を展開している。公式には、同社は中部カリマンタン州ラマンダウ（Lamandau）県に所在している。同社は認証機関である PT Rensa Global Trust から持続可能な森林管理認証（S-PHL）を取得しており、認証番号は 04/REV-S.PHPL-RGT/2021 で、有効期限は 2023 年 1 月 21 日であった。

この事業者から PT Korindo Ariabima Sari への丸太の出荷は、アルト・スラタン（Arut Selatan）地区ムンダワイ（Mendawai）の工場（緯度：-2.685477°、経度：111.612234°）の土場で確認された。 その土場には、長さ約 12 ～ 18 メートルのメランティ原木の山が確認され、その総積算体積は約 6,000 m^3 と推定される。これら積み上げられた丸太には、PT Balikpapan Wana Lestari、PT Amprah Mitra Jaya、および PT Hutanindo Lestari Raya Timber に由来する丸太も含まれていた。土場は河川敷内に位置しており、工場への輸送が容易になっている。2022 年 1 月、PT Amprah Mitra Jaya は 7,026.92 m^3 の木材を PT Korindo Ariabima Sari へ出荷した。

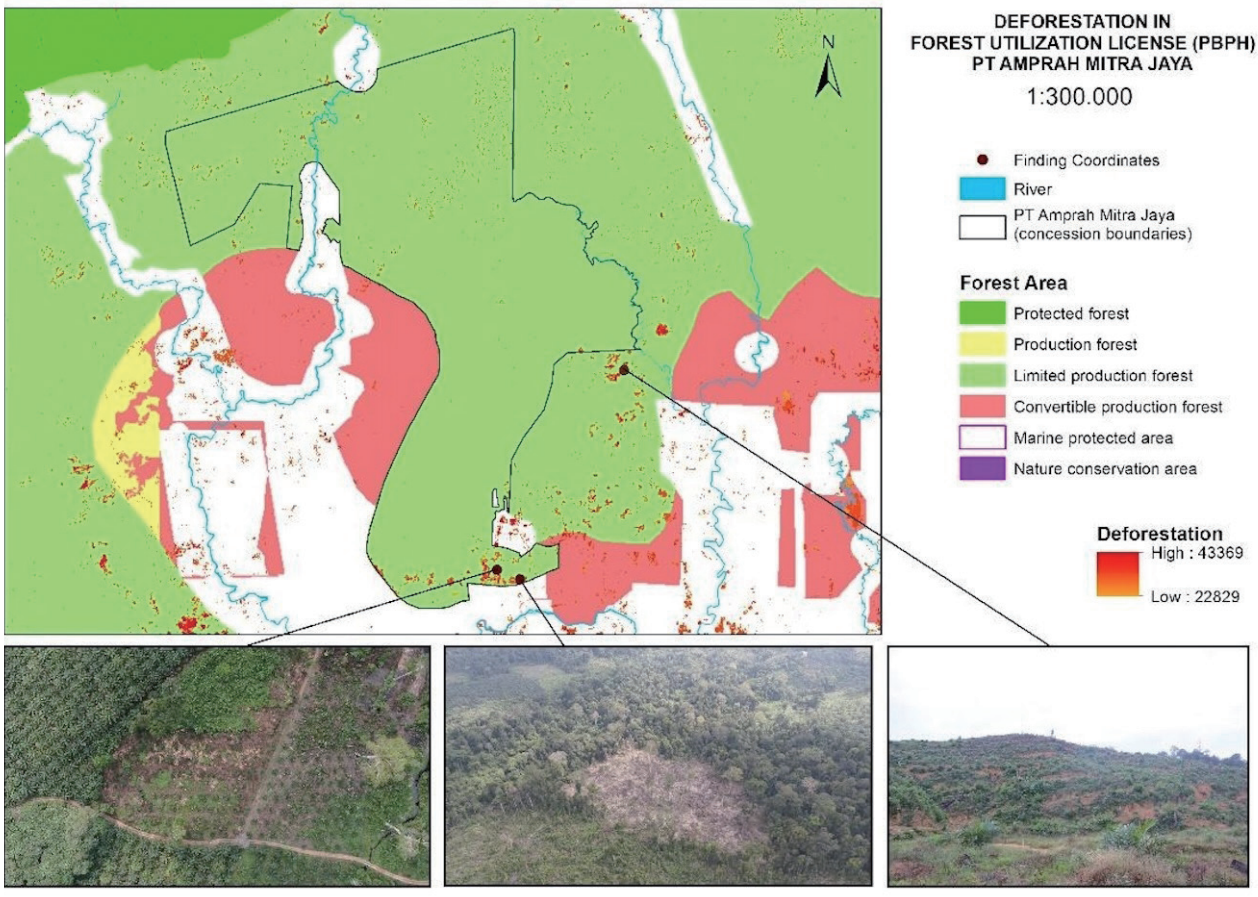


図 3　PT Amprah Mitra Jaya の伐採権区域内および周辺における森林破壊

10 PBPH（森林利用事業許可）とは、持続可能な森林管理の原則に基づき、森林利用活動を行う目的で、事業体が森林地域を合法的に管理するために付与される許可証である。PBPH という用語は、IUPHHK に代わる新しい呼称である。

PT Korindo Ariabima Sari への木材供給に加え、PT Amprah Mitra Jaya は、アブラヤシ農園開発のための森林転換に関連する違反行為を行ったほか、貯木場の無許可操業の疑いも指摘されている。

PT Amprah Mitra Jaya における土地開発事業

Global Forest Watch（GFW）プラットフォームを用いた分析によると、2022 年から 2024 年の間に、同社が事業を展開する地域内で、約 380 ヘクタールに及ぶ森林伐採が確認された。緯度：-1.871433°、経度：111.289031° における現地モニタリングでは、衛星画像の分析結果と一致する土地開墾活動が確認された（**図 5**）。森林破壊は、コンセッション区域内だけでなく、その周辺地域（緯度：-1.872355°、経度：111.297486°）でも確認された。両地域とも、アブラヤシ農園への転換が計画されていると推測される。さらに懸念されるのは、これらの農園が適切または公式の認可を得ずに開発される可能性が高い点である。

PT Amprah Mitra Jaya の貯木場（TPK）における法令違反

PT Amprah Mitra Jaya の貯木場（TPK-KB）は 2 か所ある。1 つ目の TPK-KB は PT Amprah Mitra Jaya が所有し、ラマンダウ県に位置しており、PT Trisetia Intiga や PT Hutanindo など、他の複数の木材会社と共同で使用されている。2 つ目の場所は、ラマンダウ県のブランティカン村（Belantikan）にある。



図 4　PT Korindo Ariabima Sari の工場敷地内の丸太貯蔵量



図 5　PT Amprah Mitra Jaya のコンセッション内におけるアブラヤシ農園のための土地開発

不適合と考えられる事項としては、以下の点が挙げられる：

● 貯木場（TPK-KB）の立地許可状況が不明確

PT Amprah Mitra Jaya の貯木場（TPK-KB）には、明確な立地許可が欠如している。その証拠として、TPK-KB の敷地内（緯度：-1.971898°、経度：111.416672°）には、その運営に関する有効な許可証や法的認可を表示した公式の看板が設置されていない。公式の許可看板の設置は、TPK-KB で行われる活動が合法であり、2021 年環境・林業大臣規則第 8 号に準拠していることを保証するために不可欠である。さらに、この看板は、TPK-KB の法的地位、許可証保有者、および操業区域を明確に示すことで、トレーサビリティの検証を支援する。こうした情報が得られない場合、木材の調達源を検証し、取り扱われる原材料が認可され、法的に許可された供給源に由来するかどうかを評価するプロセスを阻害する恐れがある。



図 6　TPT-KB 施設（PT Amprah Mitra Jaya と併設）



図 7　PT Trisetia Intiga および PT Hutanindo と同一敷地内にある TPK-KB 施設

● 裏向きおよび欠落している木材バーコード

PT Amprah Mitra Jaya 社の貯木場（TPK-KB）において、メランティ材の積み重ねの多くにバーコードが裏表逆に貼られていることが確認され、また一部の丸太にはバーコードが貼られていないことが確認された。これは、林産物の合法性基準を満たすための手順が十分に遵守されていないことを示している。丸太へのバーコードの貼付は、木材のトレーサビリティ（原木追跡）を可能にし、適切な管理および在庫管理を支えるために不可欠である。したがって、バーコードがないと、木材の原産地を確認することが困難になる。



図 8　PT Amprah Mitra Jaya のバーコードが裏表逆に貼付されている様子



図 9　バーコードによる識別がない PT Amprah Mitra Jaya 所有の木材のはい積み

2. 原材料供給業者 – PT Korintiga Hutani （人工林利用事業許可（PBPH-HT）保有企業）

PT Korintiga Hutani は、産業用植林地に関する森林利用事業許可（PBPH-HT）を保有している。同社の伐採権区域は、中部カリマンタン州の西コタワリンギン県（West Kotawaringin）およびラマンダウ県（Lamandau）に位置している。PT Korintiga Hutani は、その伐採権区域内で、アカシア、ユーカリ、センゴン、ジャボンなど、さまざまな植林樹種を管理している。同社は、政令 第 SK.717/MENLHK/SETJEN/HPL.0/9/2021 号に基づき正式に登録されており、総許可面積は 94,384 ヘクタールである。

PT Korintiga Hutani は、2019 年 5 月 5 日から 2025 年 5 月 4 日まで有効な「持続可能な森林管理（PHL）」認証を取得している。認証番号は LPVI-008/MUTU/FM-013 で、PT Mutuagung Lestari によって発行されたもので、同社が持続可能な森林管理基準を満たしていることを証明するものである。現在、同社はウッドチップ、製材、ベニヤ、木質ペレットなど、さまざまな形態の木材製品を加工・製造している。2022 年、PT Korintiga Hutani は PT Korindo Ariabima Sari に対し、896.54 m^3 の植林材を供給した。

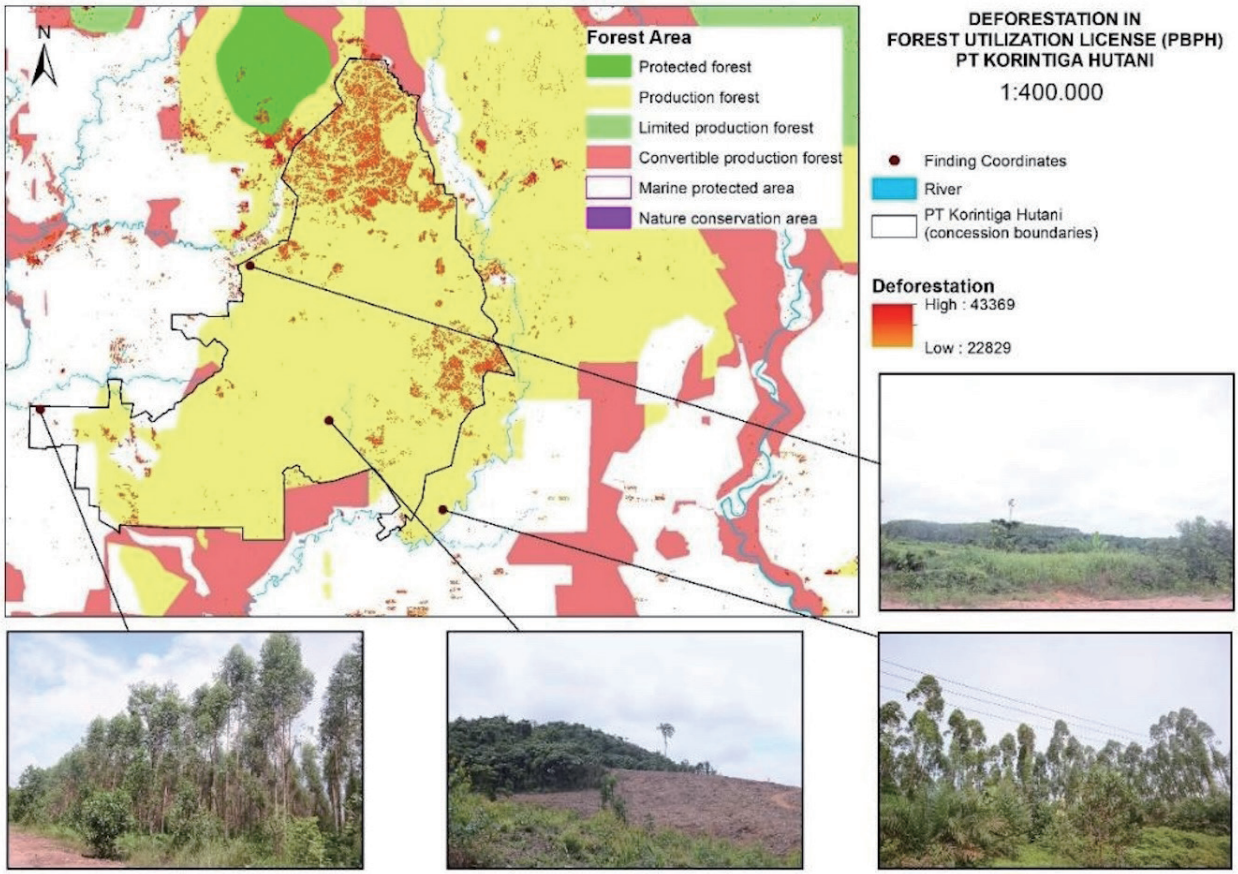


図 10　PT Korintiga Hutani のコンセッションにおけるモニタリング結果の地図

PT Korintiga Hutani に対して実施したモニタリングにより、許可条件に違反している可能性を示すいくつかの証拠が確認された。その内容を以下に示す。

● その他の土地利用区域（APL）内での植林活動

PT Korintiga Hutani の経営するいくつかのユーカリ植林地は、その他の土地利用区域（Areal Penggunaan Lain, APL）、すなわち指定森林区域の外側に位置している。その一例として、緯度：-2.134055°、経度：111.546571°の地点が挙げられる。 同社は植林活動に利用すべきではない区域で植林を行っている。原則として、産業用植林事業は森林区域内で実施されるよう規定されており、森林区域外では認められていない。



図 11　その他の土地利用区域における植林地の位置

● PT Korintiga Hutani の伐採権区域外に位置する植林地

PT Korintiga Hutani のコンセッション区域外で植林活動が行われていることが確認された。その一例として、緯度：-2.219116°、経度：111.889286°に位置する植林地が挙げられる。許可されたコンセッション区域外で行われる植林活動は、同社に付与された許可に対する重大な違反である。



図 12　PT Korintiga Hutani の許可区域外に位置する植林地

● 天然林の伐採（皆伐）

Global Forest Watch（GFW）のデータに基づき、2022 年 10 月 23 日から 2024 年 4 月 24 日までの期間において、総面積約 1,240 ヘクタールに及ぶ森林伐採の警告が確認された。同社は産業用植林企業として事業を展開していることを踏まえると、この森林伐採の大部分は植林地での木材伐採活動に起因している可能性が高い。しかし、現地モニタリングでは、PT Korintiga Hutani は緯度：-2.143594°、経度：111.792422° の地点において天然林をも伐採していたことが確認された。この伐採は同社のコンセッション区域内で行われたものの、環境林業省（KLHK）[11] が定めた森林減少削減目標に明らかに反している。天然林の伐採は、生態系の劣化、生物多様性の喪失、および炭素排出量の増加につながる可能性があるため、森林保護の取り組みや森林減少削減の目標に反するためである。



図 13　PT Korintiga Hutani による伐採権区域内での原生林の伐採

● 利用区域の重複

また、PT Korintiga Hutani が管理する森林利用区域とアブラヤシ農園区域とが重複している可能性があることが確認された。この重複により、産業用植林とアブラヤシ農園との間で土地利用上の対立が生じている。このような状況は、利害の対立を招き、森林資源管理に不確実性をもたらす恐れがある。



図 14　PT Korintiga Hutani のコンセッション内における土地利用区域の重複

11　環境林業省（KLHK）は、2024 年インドネシア共和国大統領規則第 139 号に基づき現在は林業省（Kementerian Kehutanan）となっている

3. 加工工場 - PT Korintiga Hutani（林産物加工事業許可（PBPHH[12]）保有企業）

森林利用権区域内でのモニタリングに加え、PT Korintiga Hutani が経営する木材加工工場においてもモニタリングを実施した。同社の加工工場は、中部カリマンタン州西コタワリンギン（West Kotawaringin）県クマイ（Kumai）郡クマイ・フル（Kumai Hulu）に位置している（緯度：-2.611381°、経度：111.827116°）。PT Korintiga Hutani は、自社コンセッションから調達した植林材の加工に加え、地元コミュニティから天然林材およびゴムの木を、伐採現場で 1 トンあたり 100,000 インドネシア・ルピア（5.92 米ドル相当）の価格で購入している。[13]

PT Korintiga Hutani の土場では、天然林のメランティ材とみられる丸太が確認された。これは、同社の木材の合法性を保証するシステムを認定した審査機関 PT Mutuagung Lestari（PT MAL）による評価結果に違反していることを示す。

これらの現地調査結果に基づき、中部カリマンタン州の独立監視員は、審査機関である PT Mutuagung Lestari（PT MAL）に苦情報告書を提出した。この報告書では、PT Korintiga Hutani の加工工場が受け入れた木材の合法性に関する不適合についての懸念が示された。PT MAL は、独立監視員が提起した問題は 2023 年 7 月に実施された第 4 回定期監査において検証済みであると回答した。さらに、PT MAL は、2024 年 7 月 22 日から 25 日に予定されている第 5 回定期監査を通じて、PBPHH PT Korintiga Hutani における「木材の合法性および持続可能性検証システム（VLHHK）」基準の遵守および履行状況について検証する予定である。



図 15　PT Korintiga Hutani の加工工場

12 林産物加工事業許可（PBPHH）は、木材および非木材林産物の加工に従事する事業者に義務付けられている許可である。
13 企業従業員へのインタビュー



図 16　ホワイト・メランティ材とみられる丸太の備蓄

結論

本報告書では、PT Korindo Ariabima Sari のサプライチェーンにおける、特に日本市場と関連のある、いくつかの問題を明らかにした。森林減少を示唆する調査結果は、インドネシア政府が定めた森林破壊削減目標への遵守が不十分であることを示している。

2社のサプライヤー企業における事業許可および木材の合法性に関する問題は、インドネシアの「木材合法性・持続可能性検証システム（SVLK）」に基づく持続可能性要件を満たしていないことを根拠付けている。さらに、PT Korintiga Hutani による「その他の土地利用区域（APL）」でのユーカリ植林や、産業用植林とアブラヤシ農園の重複といった不適切な土地利用は、事業許可保有者が持続可能性基準への遵守を確保する上で、事態をさらに複雑にしている。

こうした不遵守の証拠は、木材生産国と輸入国の双方において、規制が存在するだけでは、森林減少の停止が保証されるわけではないことを示している。さらには地域社会の権利侵害、あるいは人権侵害についても同様に保証されるものではない。

確立された規制には、インドネシアと日本、双方の国において輸出、または輸入木材の流れを効果的に監視・管理するための、双方による真摯で強力、かつ一貫した取り組みが伴わなければならない。以下に両国の政府や関連企業等への提言を記す。

インドネシアに対して：

a. 政府

インドネシア政府は、許可の遵守状況に対する監督を強化し、法執行をより厳格に行い、コンセッション区域内における森林破壊のリスク監視を強化する必要がある。さらに、新たな許可の認可にあたっては、適用される法令に完全に準拠した上で厳格に行われるとともに、申請者の規制遵守状況や過去の経営実績を含む状況を十分に考慮しなければならない。

b. 事業許可保有者／企業

企業は、適用される許認可および土地利用に関する法令を完全に遵守するとともに、サプライチェーン内での森林破壊のリスクを最小限に抑えるため、透明性があり検証可能なトレーサビリティシステムを導入しなければならない。

c. 認証機関（CB）

認証機関および関連当局は、トレーサビリティ検証の質を向上させ、リスクベースの監査を強化すべきである。「木材合法性検証システム（SVLK）」の実施は、単に書類の完全性に焦点を当てるだけでなく、実務において持続可能性に関するリスクを特定し、対処できるものでなければならない。

日本に対して：

a. 輸入業者・企業

日本の木材輸入業者および木材取扱事業者は、包括的なデューデリジェンスを実施し、サプライチェーン全体におけるトレーサビリティ検証を強化すべきである。これには、認定 / 審査機関（例えば、Komite Akreditasi Nasional（KAN）により認定された PT Mutuagung Lestari など）への相談に加え、NGO の報告書や Global Forest Watch などのオープンソース・プラットフォームを含む独立したモニタリング情報源の活用が含まれる。

b. 政府

日本政府は、検証プロセスが単に書類に基づくものにとどまらないよう、デュー・デリジェンス基準を強化または改定すべきである。規制の枠組みには、リスクベースのアプローチと独立したモニタリング機能を組み込み、森林破壊に由来する木材が日本市場に流入するのを防止すべきである。

インドネシアにおける日本向け木材製品の
サプライチェーンの合法性と持続可能性の課題
〜中カリマンタンを事例に〜

著　　者　Deden Pramudiana
Berton Pakpahan
Melinda Astari
（Independent Forest Monitoring Fund）

日本語訳　国際環境 NGO **FoE Japan**

発　　行　国際環境 NGO **FoE Japan**
〒 173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9
https://foejapan.org
info@foejapan.org

発 行 日　2026 年 10 月

表紙および本文中の写真はすべて Independent Forest Monitoring Fund に帰属します。二次利用等の際は、必ず©Independent Forest Monitoring Fundと明記してください。

本レポートに掲載された情報の正確性には万全を期していますが、本情報を利用した結果生じた損失・損害について、Independent Forest Monitoring Fund と **FoE Japan** は一切の責任を負いません。